

議案第 6 6 号

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 6 3 年前橋市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（保健業務手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、保健業務手当を支給する。この場合において、別表保健業務手当の項の規定は適用しない。
- 3 前項の保健業務手当の支給額は、日額 3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額 4, 0 0 0 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。